

市町村コード
2 7 2 1 6 7

大阪 都道府県市町村
河内長野 市町村

法人市町村民税領収済通知書(公)

口座番号 加入者
00920-1-960159 河内長野市会計管理者

所在地及び法人名(法人課税信託に係る受託法人の各事業年度の法人税額を課税標準とする市町村民税の法人税割については、法人課税信託の名称を併記)

年度 ※処理事項 管理番号

事業年度又は連結事業年度 申告区分
から まで 中予確修更決
間定定正正定 其他 ()

Table with columns for tax amounts: 法人税割額, 均等割額, 延滞金, 督促手数料, 合計額. Includes a vertical label 'キリトリ' on the left.

納期限 年 月 日 領収日付印
指定金融機関名 三菱UFJ銀行 河内長野支店
取りまとめ局 〒539-8794 大阪貯金事務センター

上記のとおり通知します。(市町村保管)

キリトリ

市町村コード
2 7 2 1 6 7

大阪 都道府県市町村
河内長野 市町村

法人市町村民税納付書(公)

口座番号 加入者
00920-1-960159 河内長野市会計管理者

所在地及び法人名(法人課税信託に係る受託法人の各事業年度の法人税額を課税標準とする市町村民税の法人税割については、法人課税信託の名称を併記)

年度 ※処理事項 管理番号

事業年度又は連結事業年度 申告区分
から まで 中予確修更決
間定定正正定 其他 ()

Table with columns for tax amounts: 法人税割額, 均等割額, 延滞金, 督促手数料, 合計額. Includes a vertical label 'キリトリ' on the left.

納期限 年 月 日 領収日付印
日計 円
上記のとおり納付します。(金融機関又は郵便局保管)

市町村コード
2 7 2 1 6 7

大阪 都道府県市町村
河内長野 市町村

法人市町村民税領収証書(公)

口座番号 加入者
00920-1-960159 河内長野市会計管理者

所在地及び法人名(法人課税信託に係る受託法人の各事業年度の法人税額を課税標準とする市町村民税の法人税割については、法人課税信託の名称を併記)

年度 ※処理事項 管理番号

事業年度又は連結事業年度 申告区分
から まで 中予確修更決
間定定正正定 其他 ()

Table with columns for tax amounts: 法人税割額, 均等割額, 延滞金, 督促手数料, 合計額. Includes a vertical label 'キリトリ' on the left.

納期限 年 月 日 領収日付印
上記のとおり領収しました。(納税者保管)
◎この納付書は、3枚1組となっていますので、カーボン紙等で複写して提出してください。

キリトリ

キリトリ

＜納付場所＞

◎河内長野市役所又は下記の取扱金融機関の本支店

三菱UFJ銀行	みずほ銀行	三井住友銀行
りそな銀行	関西みらい銀行	池田泉州銀行
南都銀行	紀陽銀行	三井住友信託銀行
徳島大正銀行	大阪信用金庫	大阪シティ信用金庫
成協信用組合	近畿労働金庫	大阪南農業協同組合

ゆうちょ銀行・郵便局

(大阪府、京都府、兵庫県、滋賀県、奈良県、和歌山県内に限る)

◎ 納期限までに税金を納付されない場合(修正申告により不足税額を納付される場合を含む。)は、中間・確定申告等の納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額に年14.6%(次の①②に掲げる期間については年7.3%)の割合(当該期間の属する各年の平均貸付割合(租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。)に年1%の割合を加算した割合(以下「延滞金特例基準割合」という。))が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6%の割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合とし、年7.3%の割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合)とします。)を乗じて計算した延滞金が徴収されます。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。また、延滞金の端数計算については、税額に1,000円未満の端数があるとき、またはその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額または全額を切り捨てます。さらに、延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、またはその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額またはその全額を切り捨てます。

① 中間・確定申告の場合

- 期限内申告・・・納期限の翌日から1ヶ月を経過する日までの期間
- 期限後申告・・・納期限の翌日から申告書を提出した日までの期間またはその翌日から1ヶ月を経過する日までの期間

② 修正申告の場合

中間・確定等の納期限の翌日から修正申告を提出した日(提出期限前に提出した場合は提出期限)までの期間またはその期間の末日の翌日から1ヶ月を経過する日までの期間

(注) 中間・確定等の申告書を提出した日(提出期限前に提出した場合は提出期限)の翌日から1年を経過する日後に修正申告書を提出する場合は1年を経過する日の翌日から修正申告書を提出した日(提出期限前に提出した場合は提出期限)までの期間は延滞金の計算期間から除きます。

◎ 河内長野市が督促状を発した場合においては、督促状1通について80円の督促手数料をこ負担いただくことになります。

また、督促を受け、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに税金を完納しないときは滞納処分を受けることになります。